

ワンストップ特例制度のご案内と個人番号確認書類等提出依頼について

この度は香川県に温かなご支援をいただき、ありがとうございます。

さて、寄附金控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要ですが、下記の条件を満たす方は、寄付先の自治体（香川県）に申請書を提出することで確定申告不要で控除を受けることができます（ふるさと納税ワンストップ特例制度）。ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を希望される場合は、下記の書類を香川県政策課までご送付ください。

申請書の提出にあたっては、平成 28 年 1 月から社会保障・税番号制度（マイナンバーの利用）が実施され、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）第 9 条第 3 項の規定に基づき、個人番号の記載が必要となりました。

そこで、大変お手数をおかけしますが、番号法第 14 条第 1 項に基づく個人番号の提供と番号法第 16 条に基づく本人確認のため、下記確認資料の送付をお願いいたします。

なお、いただいた個人番号の情報は、お住まいの市町村長へ送付する通知書作成事務のみに使用し、そのほかの目的には使用しません。

提出書類

- 1 市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書
- 2 個人番号確認書類及び身元確認書類

本県提出期限 令和 8 年 1 月 10 日（金）必着

提出先

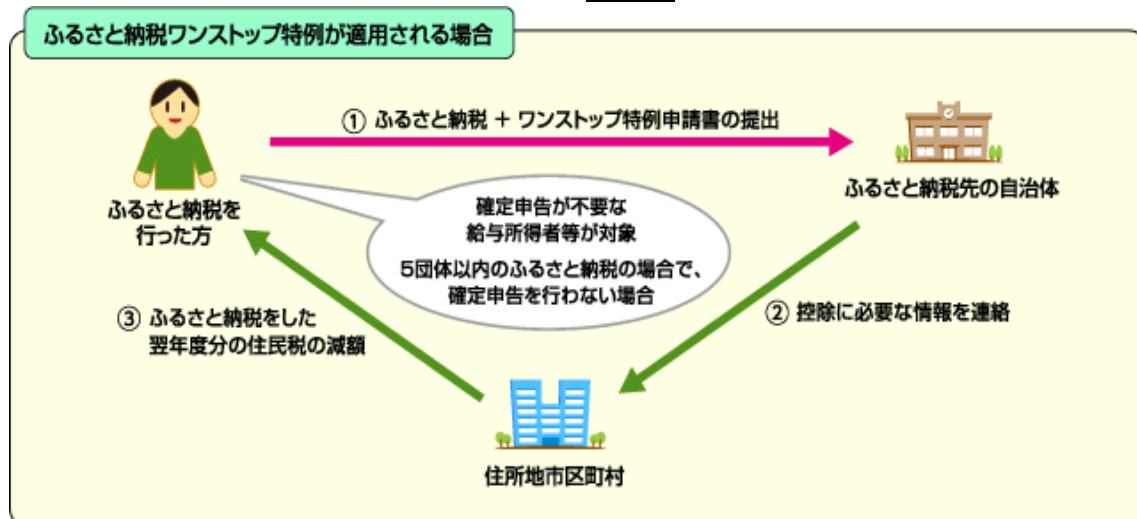
下記宛先へ親展でご送付ください。

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県政策課 総務・分権・連携グループ ふるさと納税担当

ワンストップ特例制度を利用できる方（下記の要件をすべて満たす方に限ります。）

- （１）ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で確定申告を行う必要のない方。
- （２）その年にふるさと納税をされる自治体の数が５以下である方。



出典：総務省 ふるさと納税ポータルサイト

- ふるさと納税をした翌年 1 月 1 日までに、転居による住所変更等により提出済の申請書の内容に変更があった場合（電話番号の変更を除く）は、ふるさと納税をした翌年の 1 月 10 日までに、ふるさと納税先団体（香川県）へ変更届出書を提出する必要があります。
- ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます（ふるさと納税を行った翌年の 6 月以降に支払う個人住民税が軽減されます）。

【ご注意ください】

確定申告をする方や6団体以上にワンストップ特例を申請する方などは、特例が適用されません。

ワンストップ特例を申請しても適用されない場合

- ・ 医療費控除の申告などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・ 6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・ 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない

※ ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までにふるさと納税先自治体(香川県)に届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには・・・

確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。

(参考) ふるさと納税ワンストップ特例制度の概要

